令和３年度河内町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　趣旨

　　この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、町が障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

２　適用範囲

　　この調達方針の適用範囲は、町の執行機関及び議会（以下「執行機関等」という。）が発注する物品等の調達とする。

３　施設等からの物品等の調達方法

　（１）町の執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、円滑に施設等へ発注することができるよう努めるものとする。

（２）発注については、施設等から物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

４　調達目標

　　施設等からの調達目標は、当該年度の予算又は事業の予定等を勘案して以下のとおりとする。

　　前年度の実績同等以上となるように努めるものとする。

５　調達推進方針及び調達実施の公表

　　この調達方針や調達実績については、方針策定後又は調達実績の集計後、速やかに町ホームページ等により公表する。

６　その他

　　施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、調達方

　針の見直しを行うものとする。

７　調達方針に基づく担当窓口

　　この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。